

# 農用地区域の変更(除外)の申出受付について

## (1) 農用地区域からの除外の申出

下記のとおり変更申出の受付をします。

## (2) 申出の時期

農用地区域からの除外の申出は、農政課で受け付けています。

申出の受け付け締め切りは、令和8年度は令和8年8月31日(月)です。

※ 関連部局との協議がされていないもの、資料の不足している申出につきましては、受け付け出来ませんので早めにご相談ください。

### ◎ 除外の申出要件(農振法13条2項各号)

(1) 農用地区域以外に代替すべき土地がないものであること

※ 金銭的な理由は認められません。

(2) 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと

(3) 農用地の集団化、作業の効率化等営農に支障を及ぼさないものであること

(4) 担い手等の農用地の集積に支障を及ぼさないものであること

(5) 農業用排水施設等の土地改良施設に支障を及ぼさないものであること

(6) ほ場整備事業等の土地改良事業が完了して8年以上経過していること

(7) 申出目的実現の見込みが確実であること(農地転用・開発許可等)

## (3) 申出から除外決定までの流れ

申出から除外決定まで相当期間を要しますので、計画には余裕を持って申出願います。

8月末日	申出受け付け締め切り
11月	八千代市による現地調査 関係機関への意見聴取
1月	千葉県による現地調査
7月	変更の可否について千葉県からの回答 公告縦覧(30日間)
8月	異議申出期間(15日間) 千葉県知事に対し農業振興地域整備計画の変更協議の申出書提出
9月	千葉県知事の変更同意通知 八千代市変更公告及び申出者への除外通知

※ あくまでも目安であり、申出内容によっては期間が延びることがあります。

○ 農用地区域内の農地等を他の目的に利用する場合は、除外後に農地法に基づく「農地転用許可」及び建築物が伴う場合は都市計画法に基づく「開発許可」の手續等が必要となります。

○ 令和7年4月より、農用地区域からの除外に係る判断基準が厳格化されました。

農用地区域からの除外は、事業計画の内容が上記の7要件をすべて満たした場合でも、千葉県が定める農用地の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがある場合で、かつ影響緩和措置(農用地区域への農地の編入等)を講ずることができない場合は、原則認められません。